

## 狂犬病予防注射のお知らせ

☎ 駅南庁舎生活安全課 ☎ 0857-30-8551 ☎ 0857-20-3962  
 ☎ 各総合支所市民福祉課 ☎ 10分

狂犬病予防法により、生後 91 日を経過した犬の所有者は、市区町村への登録（鑑札の装着）と 4 月から 6 月にかけて毎年 1 回の狂犬病予防注射（狂犬病予防注射済票の装着）が義務付けられています。狂犬病予防注射は、市内の動物病院、および狂犬病予防集合注射で接種ができます。

昨年度と同様、近くに動物病院のない下記の地域で狂犬病予防集合注射を実施します。集合注射該当地域にお住まいで集合注射を希望される人は、送付した案内通知と手数料をご持参のうえ、各会場で接種をしてください。

狂犬病予防集合注射の際には、あらかじめ狂犬病予防注射案内通知の裏面にある「問診票」に記入をお願いします。

※問診票の「元気・食欲」を除く項目に該当がある場合、狂犬病予防注射の接種はできません。

### 【料 金】

#### ▶新規：6300 円

登録料（3000 円）+ 予防注射料（2750 円）+ 手数料（550 円）

#### ▶継続：3300 円

予防注射料（2750 円）+ 手数料（550 円）

※の飼いだ表示シールは、別途 80 円が必要

### 犬の登録、変更の届け出、 狂犬病予防注射済票の交付窓口

☎ 駅南庁舎生活安全課 ☎ 上記  
 ☎ 各総合支所市民福祉課 ☎ 10分

※軽微な変更手続き（市内での転居や譲渡に伴う変更など）は、電子申請サービス（本市公式ウェブサイト）もご利用ください。

### 注射会場内での注意事項

- 注射の際、犬が暴れる場合があります。必ず、制御できる飼い主が連れてきてください。
- 犬同士がケンカをしないよう、十分注意してください。
- フンの始末は、飼い主が責任を持って行ってください（「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」でフンの放置は禁止されています）。
- 体調の悪い犬、病気治療中の犬は、かかりつけ医などと相談のうえ、後日注射を受けさせてください。

### 動物病院での狂犬病予防注射について

市内の動物病院でも狂犬病予防注射、注射済票の交付、犬の登録ができます。

#### 【案内通知がある場合】

市から届いた案内通知を必ず動物病院にお持ちください。狂犬病予防注射済票の交付に必要です。

#### 【案内通知がない場合】

動物病院での狂犬病予防注射を受けた後、注射済証を持参の上、鳥取市保健所生活安全課、または各総合支所市民福祉課で注射済票交付の手続きを行ってください。転居などのため、案内通知が届いていない人は、通知を再発行しますので、接種予定日までに鳥取市保健所生活安全課へご連絡ください。



### 【4月集合注射 日程】

日にち	と き	会 場
8 日 (火)	9:10 ~ 9:30	福部町総合支所
	10:30 ~ 11:20	国府町谷地区公民館
9 日 (水)	9:10 ~ 9:20	(岩坪・神戸地区) 神戸地区公民館
	10:15 ~ 10:30	(明治・豊実地区) 明治地区公民館
	11:00 ~ 11:20	湖南地区公民館

日にち	と き	会 場
10 日 (木)	9:10 ~ 10:00	河原町総合支所
15 日 (火)	9:30 ~ 10:00	佐治町コミュニティセンター
	10:40 ~ 11:10	用瀬町総合支所
16 日 (水)	9:30 ~ 10:30	青谷町総合支所
	11:00 ~ 12:00	鹿野町総合支所
18 日 (金)	9:30 ~ 10:30	気高町総合支所

## 鳥取市国民健康保険の運営と保険料

☎ 本庁舎保険年金課（9 番窓口）☎ 0857-30-8222 ☎ 0857-20-3906

### ■運営の現状

少子高齢化が進む中、本市の国民健康保険は被保険者数が減少する一方で、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。引き続き、被保険者の健康寿命の延伸を図り、医療費の抑制につなげることで、安定した国保運営に取り組んでいきます。

### ■保険料

令和 7 年度の保険料率は、据え置きとなりました。

#### 【令和 7 年度保険料率】

区 分	保 険 料 率		
	所得割	均等割	平等割
医 療 分	6.1%	20,900 円	22,000 円
後期高齢者 支 援 金 分	2.7%	9,200 円	9,000 円
介護納付金分	2.2%	9,200 円	7,000 円

医療分：加入者全員が負担

後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度を支えるため、加入者全員が負担

介護納付金分：40 ~ 64 歳の加入者が負担

#### 【賦課限度額】

令和 7 年度は医療分と後期高齢者支援金分の賦課限度額を引き上げます。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
医 療 分	65 万円	66 万円
後期高齢者支援金分	24 万円	26 万円
介護納付金分	17 万円	17 万円

### 【保険料軽減判定基準所得】

区分	基 準 所 得
7 割 軽 減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
5 割 軽 減	43 万円 + 30.5 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下
2 割 軽 減	43 万円 + 56 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下

※ 基準所得：世帯の国保加入者全員（擬制世帯主を含む）の総所得金額等の合計

※ 給与所得者など：一定の給与所得者（給与収入 55 万円以上）または年金所得者（年金収入 ⇒ 65 歳未満：60 万円以上、65 歳以上：110 万円以上）の人

注：軽減判定により基準所得を下回る世帯は保険料（均等割・平等割）が軽減されますが、所得が判明していない場合は判定できません。所得がない人も所得の申告を必ずしましょう。

### ■保険料の算定方法

保険料は、所得割・均等割・平等割をそれぞれの料率で計算し、合計額が年間の保険料です。

所得割	被保険者の前年の総所得金額等から 43 万円を引いた額に、所得割率を乗じて算出
均等割	被保険者 1 人あたりの額
平等割	1 世帯あたりの額

注：年度途中で国保の資格を取得あるいは喪失した場合は、月割りで計算します。資格を取得・喪失した時点までさかのぼって計算しますので、手続きは速やかに行ってください。

## 障害者支援施設などで地域連携推進会議を開催

☎ 本庁舎指導監査室（45 番窓口）☎ 0857-30-8205 ☎ 0857-20-3043

障害者支援施設および共同生活援助（グループホーム）で、外部の人が参画する「地域連携推進会議」の開催と、会議の構成員の施設見学（それぞれおおむね年 1 回以上）が義務付けられました。施設などから出席の依頼があった場合は、ご協力をお願いします。

構 成 員 利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見を有する人、市担当者など

設置主体 指定を受けた事業所

#### 目的・役割

- ①利用者との関係づくり
- ②地域の人への施設などや利用者に関する理解の促進
- ③施設などやサービスの透明性・質の確保
- ④利用者の権利擁護

※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。